

## 消費者の権利を知ろう

日本では長年、法律で消費者の権利は明確にされませんでした。その後、昭和43年（1968）

に制定された消費者保護基本法は「消費者法の憲法」と位置づけられていましたが、消費者は権利の主体とはされず、「保護の対象」と位置づけられていました。

しかし時代の変革に伴い、平成16年（2004）、36年ぶりに消費者保護基本法が改正され、「消費者基本法」となりました。消費者基本法では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を理念としています。すなわち

- ① 消費生活の基本的な需要が満たされること。
- ② 健全な生活環境が確保されること。
- ③ 安全の確保。
- ④ 商品および役務について自主的かつ合理的な選択の機会の確保。
- ⑤ 必要な情報および教育の機会

の提供。

- ⑥ 意見の消費者政策への反映。
- ⑦ 被害が適切かつ迅速に救済されること。

を消費者政策の基本理念としてうたっています。

消費者と業者との間には情報の質や量、交渉力などさまざまな格差があります。

これらの格差が是正されなければ、消費者は自立した生活を営むことはできません。

そのために、国・地方自治体、事業者は、消費者の権利を尊重し、擁護・推進するための責務を負っています。

一方、消費者も、自分たちの消費者としての権利を知り、これらの権利が確立されるように、日々の暮らしの中で行動することが求められています。

### 消費生活相談窓口

(市民生活課生活安全係)

■月曜日～金曜日

■9:00～15:00

☎65-0685

FAX 63-4582

## 甲賀市文化協会連合会文芸欄

今回は、水口町文化協会からお寄せいただきました。

- ・ 取り入れし大豆選り分けすぎし日に亡母と味噌つくさま蘇り来し 東 みき
- ・ 紅葉の織り成す山の絶景に見ほれつつ行く磯部の旅路 中島 たき
- ・ 一枚となりし今年のカレンダー師走の月の予定が詰まる 治武 美代
- ・ 道の辺のお地蔵様が雨にぬれ赤きもみぢ葉肩にかけをり 山田 美代
- ・ 白菜を剥げば青虫おどろくか体丸めて転がり出でぬ 鈴木 貞子
- ・ 古りし日の物流河川は観光の川下りとなり楽しむ保津川 竹田 貞子
- ・ 温厚な医師逝きたもふ悲しきにお礼の数々香にたくせり 大野 澄子
- ・ 無農薬の野菜作りて匂ごとに届けてくれる友は同年 渡辺 久江
- ・ 娘より「ふるさとの柿懐かしき」と柿の絵手紙今朝届きたり 松村 喜美
- ・ 手折り来し甘き菊の香部屋にみちおだしき祖母の眼差しを恋う 今村 寿賀
- ・ 赤や黄の彩なす中に血汐もみじ一本ありてまなこ見張りぬ 安楽 忍
- ・ 野仏の笑みおわす道姉妹夕やけ小やけで家路たどりぬ 田中とも子
- ・ もみじ葉は枝を残して散りゆきぬ冬至は近し柚子の色づく 山脇 敦子
- ・ 屋号入りの重き櫓の看板を今に残して父祖を偲べる 岨中 民子
- ・ 牙え渡る秋の夜空を煌々と十六夜の月孫等とおろがむ 林田美代子

次号（3月1日号）は、信楽町文化協会の予定です。